

岡山県介護福祉士等修学資金 貸付のご案内（平成29年度）

介護福祉士・社会福祉士を目指す学生の
資格取得を応援します！

～ 介護福祉士等修学資金貸付とは ～

- 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、介護福祉士養成施設等又は社会福祉士養成施設等（以下「養成施設等」という。）に在学する学生に対し、修学資金の貸付けを行う制度です。
- 養成施設等を卒業後、資格登録のうえ、1年以内に岡山県内で介護又は相談援助等の業務に就業し、5年間（過疎地域等では3年間）継続して従事した場合には、返還が全額免除されます。

1 貸付対象者（以下の全ての要件に該当する方が対象となります。）

- 岡山県内に住所を有し養成施設等に在学する方、又は岡山県外に住所を有するが岡山県内の養成施設等に在学する方
- 養成施設等を卒業後、岡山県内の社会福祉施設などで、介護又は相談援助等の業務に継続的に従事する意思のある方
- 学業成績優秀であって、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方
- 国庫補助事業等により実施されている他の貸付制度等を利用していない方

2 貸付けの概要

①貸付額：

就学費用（月額）	5万円以内
入学準備金（初回のみ）	20万円以内
就職準備金（最終回のみ）	20万円以内
国家試験受験対策費用*	年度あたり40,000円以内

※社会福祉士短期養成施設等に在学する方については、入学準備金・就職準備金はいずれかに限ります。

* 国家試験受験対策費用は、平成29年度以降、介護福祉士養成校卒業見込みの者であって当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する方が対象となります。

②貸付期間：養成施設等に在学する期間（正規の修業年限に限る。）

③利子：無利子 ～ 裏面も御覧ください～

3 申込方法

- 借入申込書により養成施設等を通じてお申込みください。
- 養成施設等への申込書等の提出期限は、各養成施設等の指示に従ってください。
(各養成施設から県社協への提出期限 平成29年5月2日(火) 厳守)

4 貸付決定

- 県社協で資金計画に応じて一定数の修学生を選考します。選考結果(貸付決定又は不承認)は、養成施設等を通じて申込者に通知します。
- 貸付決定を受けた方は、「借用証書」に必要事項を記入した上で、連帯保証人の印鑑登録証明書等必要な書類を添えて、養成施設等を通じて提出してください。

5 返還免除(以下の全ての条件に該当する方が対象となります。)

- 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録すること。
- 養成施設等を卒業した日から1年以内に、岡山県内に所在する社会福祉施設等で介護又は福祉相談援助等の業務に従事し、かつ、継続して5年間(過疎地域での従事又は中高年離職者は3年間)従事すること。

注意! 上記の条件を満たさなかった場合には、貸付金を返還していただきます。
(貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内で返還)

6 その他の留意事項

- 貸付けを受けるためには、2人のそれぞれ独立した生計を営む保証能力の確実な成年の連帯保証人が必要です。申込者が未成年者の場合には、うち1人は法定代理人(親権者等)にしてください。
- 資金は年2回に分けて修学生の口座に振り込みます。前期分(4月分~9月分)は4月に、後期分(10月分~3月分)は10月に分割して交付します。ただし、初回の前期分及び入学準備金については7月に、就職準備金は卒業年度の後期分と併せて10月に交付します。

※借入申込時に生活保護受給世帯の方で貸付決定後は生活保護受給世帯から世帯分離されることとなる方、又は借入申込時の前年度に高等学校を卒業し、世帯分離されている方については、生活費に充てるため、貸付金額に生活費加算をすることもできますので、お問合せください。

問合せ先(業務時間:8:30~17:00、ただし、土日・祝日は除きます。)

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

TEL:086-226-3544

岡山県保健福祉部保健福祉課地域福祉・法人指導班

TEL:086-226-7317